

熊谷市人権施策推進指針

令和5年3月

目 次

1	基本的考え方	1
	(1) 指針改正の趣旨	1
	(2) 基本理念	2
	(3) 目標年次	2
2	施策の推進	2
	(1) 人権教育	2
	(2) 人権啓発	4
	(3) 相談機能	5
	(4) 連携・協力	5
3	課題への対応	5
	(1) 女性	5
	(2) 子供	6
	(3) 高齢者	7
	(4) 障害のある人	8
	(5) 同和問題	9
	(6) 外国人	11
	(7) HIV・ハンセン病・新型ウイルス感染者等	11
	(8) インターネットによる人権侵害	12
	(9) 災害時等における人権への配慮	13
	(10) 性的少数者（性的マイノリティ）	13
	(11) 様々な人権	14
4	推進体制	15

1 基本的考え方

(1) 指針改正の趣旨

人権は、近代社会の原理として何人にも保障されている基本的な自由と権利であり、日本国憲法においても基本的人権の享有と法の下での平等は基本理念とされています。

国際的な潮流も、国の施策においても人権尊重を重視した考え方が示され、関係施策が推進されていますが、民族、宗教を原因とした地域紛争の存在やドメスティック・バイオレンス（DV）（※1）、虐待などの人権侵害事件は後を絶ちません。

このような中、国及び地方公共団体は、同和問題を初めとするあらゆる人権課題の解決に向け、国際連合で採択された決議を基に、人権教育のための国連10年行動計画を策定し、各種人権施策に取り組んできましたが、2004（平成16）年に計画期間が終了しました。

一方、熊谷市、大里町、妻沼町では、2005（平成17）年10月の合併を目途に協議に入り、新たな人権施策の指針についても協議を進めました。

以上の背景の下、これまでの人権尊重のための各種取組を生かし、その成果の上に立って、人権意識の普及、高揚を図り、市民一人一人の人権が尊重され、喜びや生きがいを実感しながら生活することができるよう、温かい心のふれあいに満ちた「人権尊重のまちづくり」を目指して、「新熊谷市」誕生に合わせ、熊谷市人権施策推進指針を策定しました。

その後本市においては、2007（平成19）年2月に江南町と合併したほか、社会情勢の著しい変化や、深刻化する女性、子ども、高齢者などへの虐待の増加、インターネット上での名誉棄損、東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新たな人権問題も顕在化してきました。

そこで2013（平成25）年4月に新たな人権課題へ対応するため指針の改正を行いました。その後、2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」のいわゆる人権三法がそれぞれ施行されるなど、人権問題解決のための法整備が行われました。

しかしながら、今もなお女性、子ども、高齢者などへの虐待や障害者、外国人などへの差別や偏見、部落差別など多くの人権課題が存在し、近年では、インターネットの匿名性を悪用した新しい形態での人権侵害や、性的少数者（LGBTQ

(※2) の人権問題のほか、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連した差別や偏見など新たな人権問題も発生しています。

このため、これまでの人権施策の取組の成果や今後の課題、2022（令和4）年3月に改定された埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）を踏まえ、新たな人権課題へ適切に対応するため、本市人権施策推進指針の改正を行います。

(※1) 一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力をいう。

(※2) レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシャル（同性も異性も好きになる人）、トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人）、クエスチョニング（自分の性について決まっていない人）の頭文字を取った言葉で性的少数者の総称の一つ。

(2) 基本理念

人権施策の基本理念は、「全ての市民が、お互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現」とします。

① 一人一人が個人として尊重される社会

人権とは、全ての人間が生まれながらにしてもっている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。一人一人が尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

② 機会の平等が保障され、一人一人の個性や能力が発揮できる社会

全ての人は平等であって、性別、年齢、障害、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人一人の個性や能力を十分に発揮する機会が確保されている社会の実現を目指します。

③ 一人一人の多様性を認め合い、共に生きる社会

全ての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

(3) 目標年次

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち、持続的に取り組んでいく必要があることから、おおむね10年間を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 施策の推進

(1) 人権教育

人権施策推進指針が目指すものは、人権が当たり前のものとして尊重される社会の実現です。憲法の定める基本的人権の尊重及び世界人権宣言などの趣旨が広く市民に理解され、「人権の確立という普遍的文化」を構築することを目的としたものです。一人一人の人権を尊重する人権の文化を築き上げるためには、

広範な場で多様な形態の人権教育を推進していく必要があります。

① 学校

これからの教育では、子どもたちに「生きる力」をより一層育むことが求められています。

学校教育においては、知識を深めることはもとより、子どもたちが、自ら学び自ら考える力を身に付けることが必要です。

このことは、人権教育を推進する上でも重要な視点であり、一人一人の子どもの個性を尊重し、人権を中核に据えた学校教育を進めることでもあります。

人権教育の推進に当たっては、子どもたちが生涯にわたり人権を尊重し、正しい理解と実践ができるようにするために、社会情勢の変化や地域の実情を考慮し、発達段階に即して様々な教育活動を通じて行うことが大切です。このような活動を通して、一人一人の人権意識の高揚を図り、豊かな人間性の育成を目指した人権教育を推進していきます。

② 行政

行政は、あらゆる機会に、あらゆる人々に人権教育を浸透させる上で中心的役割を果たす機関です。

したがって、そこで働く職員に対する人権教育は、市民に先がけて一層高度な内容で取り組んでいかなければなりません。全ての職員は、その職務を通じて人権を守るという重要な責務を担っているとともに、人権啓発のリーダーとして、市民の人権意識の高揚に取り組む責務を有しています。

今日の差別の実態から正しく学び、同和問題を初めとするあらゆる人権問題の解決を自らの課題として捉え、資質の向上を図るための日常不断的な努力が求められています。

③ 福祉・医療機関

現在の日本社会の状況は、平均寿命の大幅な伸びと少子化により超高齢社会となっています。これに伴って、私たちの生活に占める福祉、医療等の比重が高まり、これらに関連する業務に従事する人々の数もまた増大すると予想されており、福祉関係者、医療関係者等に対する人権教育は一層重要になります。

このようなことから、ケースワーカー、民生委員・児童委員、保健師、家庭児童相談員、ホームヘルパー、社会福祉施設関係職員等への人権教育の充実を図るとともに、医師会などの医療関係団体と連携して医療関係者に対する人権意識の高揚を図ることが必要です。

④ 事業所等

事業所等には、社会的な責任や社会貢献が求められています。公正な採

用選考や配置・昇進など、事業所内において人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にしたい組織づくりが進むよう、事業所等は個々の実情、方針等に応じて、自主的、計画的、継続的に啓発活動を行うことが大切です。

啓発のための研修講師の派遣など、事業所等における人権教育の取組が充実し進展するよう支援します。

⑤ 市民

市民を対象にした人権教育は、これまで様々な態様で行われてきましたが、市民一人一人が、人権尊重の理念を真に自分のものとして身につけられるように、今後も継続して人権教育を続けていくことが重要です。

このため、市民の理解を得るために、親しみやすく、分かりやすいものとなるように創意工夫を凝らし、多くの人々が自ら研修会や講演会などの機会に参加できるよう努めるとともに、広報誌やパンフレットなどによる啓発を引き続き行います。

⑥ 家庭

今日、核家族化、高齢化、少子化が進行し、地域での人間関係が希薄化してきています。このことは家庭や地域の教育機能の低下をもたらしており、子育てについても、近くに相談できる人がいないなど不安を抱える親が増加しています。全ての家庭において生命の大切さや人権を守ることを教えるなど、豊かな人間性を育むための教育ができるよう、相談体制、交流の場及び学習機会の充実を図ります。

(2) 人権啓発

① 効果的手法

多くの市民が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消が図れるよう、これまで講演会や研修会、パンフレット等を活用した人権啓発を実施してきました。

今後も、全ての人が様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを実践することができるよう、国、県及び事業所等と連携し、多様な学習機会の提供や効果的な手法の採用など工夫をしながら啓発活動を推進します。

② 視聴覚教材

映像ソフトなどの視聴覚教材は、手軽に利用できる人権教育の手段であるとともに、人権問題を視覚的に捉えることができるので、啓発手段として有効なものです。

これらの教材を有効に活用し、効果的な啓発に努めます。

③ 情報の提供

より多くの市民に対し効率的に周知できるよう、広報誌や人権啓発冊子、情報誌、ホームページ、ソーシャルメディア（※3）等の様々な媒体を活用しながら、情報提供を工夫していきます。

（※3） インターネットを利用して手軽に情報を発信し、相互のやり取りができる双方向のメディア

（3）相談機能

市民生活や人権課題に関する相談は、相談窓口を初め、関係行政機関等において広く取り組んでいます。

今後も、市民が人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、人権擁護委員と連携し、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の能力の向上に努めます。

（4）連携・協力

① 国・県・近隣市町村

国では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権教育・啓発基本計画が策定され、また、埼玉県では、人権施策推進指針（第2次改定）を策定し、関係施策を推進しています。今後も、国・県・近隣市町村と連携し、より効果的な人権施策の推進に努めます。

② 民間団体・事業所等

人権の尊重を日常生活の隅々にまで浸透させ人権意識の高揚を図ることは、学校や行政といった公的機関の取組だけでは十分とは言えません。より多くの市民に、人権尊重の理念の重要性について効果的に人権啓発を進めるには、あらゆる部門を通じ推進していくことが重要です。

そのため、民間団体・事業所等の果たす役割が高まっていることから、連携を図りながら人権施策を推進します。

3 課題への対応

（1）女性

① 現状と課題

男女平等に向けて、様々な取組が着実に進められてきましたが、人々の意識には今なお男女の役割に対する固定的な考え方や男性優位の考え方が根深く残っており、真の男女平等を実感できるには至っていません。

一方、今日の社会経済環境の急速な変化に対応し、将来にわたって豊かで活力ある都市として発展するためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、ともに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現

が緊要な課題となっています。

また、近年、DVやストーカー行為、性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメント(※4)など、女性に対する暴力が顕在化、深刻化するとともにインターネット等のメディアによる性・暴力表現などの女性の人権を侵害する情報が増加しています。

女性に対する暴力は、人権問題であり、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、今日の社会において男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題であり、男女共同参画社会を実現する上でも克服すべき重要な課題です。

その根絶に向けて、女性の人権尊重の意識を市内全域に根付かせていくことが必要です。

② 施策の基本的方向

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女平等意識の普及・定着を図るため、市民及び事業者に対して広報・啓発活動を推進します。

また、女性の人材の育成・発掘に努め、政策・方針決定過程等様々な分野への男女共同参画を促進します。

さらに、DVやセクシュアル・ハラスメント等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を積極的に展開し、メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組を働きかけるとともに、被害者が相談しやすい環境を整備します。

- ア 男女平等意識の啓発
- イ 女性の登用の促進
- ウ 労働の分野への男女共同参画の促進
- エ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- オ 相談体制の充実

(※4) 他の者を不快にさせる職場における性的な言動

(2) 子ども

① 現状と課題

子どもを取り巻く環境は、少子化、核家族化の進行、価値観の多様化、情報化の進展など大きく変化しており、子どもをめぐる問題も複雑・多様化しています。特に最近では児童虐待やいじめ、有害情報の氾濫や性の商品化などが大きな課題となっています。課題解決のためには、大人は子どもを一人の個人として認め、その意見を尊重して子どもにとっての最善の利益を考える意識を持つこと、そして子ども自身も、自分に誇りと自信を持ち、それぞれの個性を認め尊重する意識を育むことが必要です。

そのために、大人が子どもの意見を幅広く受け止める環境の下、子どもが自由に自分の意見を言い、相手の意見を尊重しながら、お互いの関係を新しい次元に高めていくような体験を積むことが求められています。

さらに、子どもは経験を通して成長していきますが、社会との関わり合いが未熟なため、その成長の過程の中で、適切な人間関係をうまく形成できないこともあります。子どもが悩んだときに気軽に相談することができ、失敗の体験はその後に活かせるようなアドバイスを行い、子どもがくじけることなく自信をもって生きていけるような支援体制を整備することも必要です。特に児童虐待の問題においては、子どもだけではなく虐待の加害者である大人も深く傷つきます。虐待に苦しむ子どもを救うためにも、子どものみならず大人の心の痛みも理解し、立ち直りを支援していくことが必要です。

そのためには、学校や幼稚園、保育所、認定こども園、児童相談所、警察、保健所、医療機関などの関係機関と連携し、児童虐待の防止・早期発見を図ることが重要です。

また、近年、貧困に悩まされている子どもの数が多く問題になっています。子どもの貧困問題は、経済的な貧困のほか、安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまうという心の貧困という困難も生み出す可能性があります。様々な貧困を抱える子どもを支援するために、よりに子ども食堂や学習支援教室など子どもの居場所づくりが求められています。

② 施策の基本方向

子どもたちが自尊心をもって自己を確立していくことができるよう、学校・家庭・地域社会が連携して、発達段階に応じた取組を行い、健やかに成長できるよう計画的に推進することが必要です。

ア 子どもの人権の尊重

イ 子どもが健やかに成長できる環境の整備

ウ 子育て支援の充実

エ 児童虐待の防止・早期発見

オ 子どもの貧困対策

(3) 高齢者

① 現状と課題

我が国の現状は、平均年齢の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。こうした状況の中、明るく活力ある高齢社会を実現するためには、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせることが重要です。

高齢者の状況は、性別、健康状態、家族構成、住居その他に応じて多様

ですが、高齢者の多くは社会的にも十分活躍することができることから、積極的に社会活動に参加できるような環境づくりが必要となっています。また、誰もが活動しやすいよう、公共交通機関や道路、公園、公共建築物、住宅等生活環境のバリアフリー化の推進も必要となっています。

また、核家族化の進行や生活様式の多様化などにより、家庭や地域において若い世代と高齢者がふれあう機会が減少したため、若い世代が、高齢になった両親等と同居することに不安を抱いたり拒否したりすることがみられます。

このため、子どもたちや若者が、高齢者に自然に接することができ、お互いが理解しあい、お互いを思いやれるような温かい福祉の心を育むことが大切です。

さらに、高齢化の一層の進行に伴い、寝たきりや認知症、虚弱となり介護や支援を必要とする高齢者が急速に増えることが見込まれ、しかも、介護が長期化・重度化しています。

これらの要介護者を抱える家族の心身の負担は非常に重くなっており、介護疲れの結果、家族の人間関係が損なわれ、介護を必要とする高齢者に対する虐待や介護が放棄されたりする事態が生じています。

このような高齢者の人権を侵害するような状況を防止し、高齢者を支援していくとともに、福祉サービスの利用において自己決定の尊重を図るためには、高齢者の人権に配慮した社会づくりを推進するとともに、高齢者の権利を守るための仕組みが必要となっています。

② 施策の基本方向

高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で安心して暮らせるよう、自立と支援の両面から捉え、健康増進と生きがいづくりを推進し、さらに、援護を必要とする高齢者に対しては在宅福祉施策等を充実していくことが必要です。

ア 社会参加の促進

イ 生きがい活動の促進

ウ 要介護高齢者への施策

エ 高齢者について正しく理解するための教育・啓発

オ 福祉のまちづくりの推進

(4) 障害のある人

① 現状と課題

これまでの取組を通して障害者への理解が広がっていますが、偏見や差別意識等によるこころの障壁、建物や歩道の段差などの物理的な障壁、資格・免許などの制度の障壁、文化・情報面での障壁など、多くの障壁が指摘

されています。

これらの障壁を取り除き、障害のある人もない人と同様に基本的人権を享有する個人として尊重されるよう、人権擁護施策を推進する必要があります。

国では、2016（平成 28）年 4 月、障害の有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする、「障害者差別解消法」を施行しました。

障害及び障害のある人に対する正しい理解と認識を育むために、啓発活動とともに、学校、地域社会、家庭、職場など様々な場において、教育を推進していくことが重要です。また、実際に障害のある人との交流・ふれあいを深めるための様々な場を充実する必要があります。

障害のある人が、可能な限りその適性と能力に応じて就労の場に就き、職業を通じて積極的に社会経済活動に参加し、安定した生活と生きがいを見いだしていくことは、自立と社会参加の促進において重要な要素です。

しかしながら、経済的な自立を一層高めるための就労については、障害のある人の特性や能力に対する事業者の理解が不十分であることから、障害者雇用率が低い状況にあり、雇用の確保が課題となっています。

また、障害のある人が住み慣れた地域において、安心して自立した生活を営んでいくためには、自立した家庭生活、社会活動の基盤となる円滑・安全な移動の確保、住宅の整備など、住み良い生活環境の整備が必要となっています。

② 施策の基本方向

障害のある人を特別視することなく、ノーマライゼーションの理念を広く社会に定着させ、バリアフリーの社会を目指して取り組み、障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、全ての人々がともに地域社会を構成する一員であることを基本に据えた教育・啓発活動を進めていくことが必要です。

- ア 社会参加の促進
- イ 福祉サービスの充実
- ウ 福祉教育の充実
- エ 心のバリアフリーの推進
- オ 障害者雇用の促進
- カ 福祉のまちづくりの推進

(5) 同和問題

① 現状と課題

1969（昭和44）年7月に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、2002（平成14）年3月までの33年間にわたる各種施策の実施により、生活環境等の実態的差別については、一定程度の改善が図れたところです。心理的差別の解消についても、これまでの教育・啓発の推進により、人権意識の高揚が図られ、解消に向けて着実に歩みを進めています。しかし、人々の観念や意識の内に潜在している差別意識については、いまだに残されているのが実態であり、近年ではインターネット上に同和地区の所在地情報や差別を助長するような内容の書き込みが行われるなどの問題が発生しています。また、結婚、就職、交際などにおける不合理な偏見による差別意識は、戸籍謄本等の不正取得や不適切な身元調査、不公正な採用選考等の問題を引き起こす要因となっています。この差別意識の解消が同和問題の解決にとって重要課題となっています。

2016（平成28）年12月には、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別解消推進法」が施行され、2022（令和4）年7月には、図書等の公表や流布、インターネットを利用した情報の提供、結婚や就職に際しての身元調査、土地建物等取引対象から除外するための調査など部落差別の禁止事項を明確にした「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

2021（令和3）年に市内に居住する成人を対象に実施した「人権に関する意識調査」では、「同和問題（部落差別）が残っている」「少し残っている」と答えた人が65.5%となっています。

また、同和問題の解決にとって、大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」は、これまで、行政や民間運動団体が行ってきた啓発の効果を覆すものであり、市民に対し同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因となっています。

今日の国際的な人権尊重意識の高まりの中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、同和問題の解決のために、引き続き教育・啓発を通じ、市民一人一人の人権意識の高揚を図るとともに、自らの課題として、差別解消に向けて努力を重ねていくことができるよう、教育・啓発の推進が必要です。

② 施策の基本方向

2002（平成14）年3月に特別措置法が終了したのち、同和行政基本方針及び人権教育推進プランを定めましたが、それぞれの基本方針に基づき、残された課題の解決を目指します。

ア 学校における同和教育の推進

- イ 社会教育における同和教育の推進
- ウ 同和問題の啓発の推進
- エ 研修の充実
- オ 相談体制の充実
- カ インターネット上の人権侵害情報の対応
- キ 人権団体等との連携

(6) 外国人

① 現状と課題

日本は、基本的人権を国際的に保障した「国際人権規約」を 1979（昭和 54）年 6 月に批准し、1995（平成 7）年 12 月には、「人種差別撤廃条約」に加入しました。

日本が将来にわたり活力ある社会を維持していくために、日本人と外国人がそれぞれの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。2016（平成 28）年 6 月に、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されたことなども踏まえ、外国人住民とともに地域を支えるパートナーととらえ、日本人住民と外国人住民がともに安心して暮らせる環境整備が必要です。

また 2017（平成 29）年 11 月には「技能実習制度」が見直され、2019（平成 31）年 4 月には新たな残留資格「特定技能」の創設等を行い、今後、一層の外国人住民の増加・多国籍化が見込まれています。

② 施策の基本方向

様々な異なる文化に対して、広く理解を示す心を育てるとともに、世界人権宣言や国際人権規約の理念である「すべての人間は平等」の趣旨を踏まえ、この精神の普及のための啓発活動を初めとして国際化の進展への対応が必要です。

- ア 国際理解の推進
- イ 多文化共生社会の推進

(7) HIV・ハンセン病・新型コロナウイルス感染者等

① 現状と課題

HIV は日常的な接触では感染しないものの、HIV 感染者・エイズ患者については、病気や感染経路に対する知識不足や偏見から、医療現場や職場など様々な場面での人権侵害が発生しています。

ハンセン病は、1907（明治 40）年に制定された「らい予防法」による隔離政策により怖い病気と誤解され、患者本人や家族は差別や偏見を受けて

きました。なお、「らい予防法」は1996（平成8）年4月に廃止されていません。

また、2020（令和2）年1月に国内で初めて陽性者が確認された新型コロナウイルス感染症の問題では、拡大に伴い、陽性者のみならず、医療従事者を初め その家族などに対する差別的取扱いや言動が問題になりました。さらに、ワクチン接種の強制や接種しないことに対する不当な扱いや差別行為も発生しました。

② 施策の基本方向

感染者や家族等の人権に十分配慮し、関係機関と連携を図りながら、感染症に対する正しい知識の教育・啓発活動を進めていくことが必要です。

ア 正しい知識の普及・啓発

イ 相談・支援体制の充実

(8) インターネットによる人権侵害

① 現状と課題

パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の普及により、インターネットを活用した情報の収集や発信、ネットを通じた人とのコミュニケーションが容易になり、私たちの生活は飛躍的に便利になりました。

しかし、情報発信のたやすさや匿名性を悪用し、他人に対する誹謗中傷や差別を助長する情報が掲載されるなどの人権侵害が発生しています。

また、子どもや青少年が違法薬物や性被害などに巻き込まれるケースや同和問題、外国人、LGBTQなどに関する差別的な書き込み等も深刻な問題となっています。

② 施策の基本方向

インターネットを利用するに当たってルールやマナー、個人のプライバシーなどに関して正しく理解するための教育・啓発活動に取り組むことが必要です。

また、インターネット上に差別的な書き込み等を確認した場合は、県や関係団体等と連携し、国（法務局）へ削除要請するなどの対応をします。

SNS（※5）や電子掲示板などを利用した「ネットいじめ問題」の解決に向けて相談・支援事業の推進が必要です。

ア インターネットによる人権侵害を防止するための教育・啓発

イ インターネット上の差別書き込みへの対応

ウ 相談・支援体制の充実

（※5） 登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス

(9) 災害時等における人権への配慮

① 現状と課題

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故により被害を受けた人たちが、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。避難所においては、プライバシーが保護されないという問題のほかに、高齢者、障害のある人、子ども、外国人などや女性の避難所生活での配慮が課題となりました。

② 施策の基本方向

その後も、毎年のように各地で地震や豪雨などの自然災害が発生しています。災害時においても、全ての人の人権が適切に守られるよう、市民一人一人が人権に配慮することについて、関心と認識を深めることが必要です。

ア 啓発活動の推進

イ 災害時の対応

(10) 性的少数者（性的マイノリティ）

① 現状と課題

2020（令和2）年度に埼玉県が実施した多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査によると、LGBTQに代表される性的マイノリティの割合は、約3.3%を占めており、性的マイノリティではないものとして振る舞わなければならないなかったり、偏見に基づく差別的言動を見聞きしたりするなど、多くの当事者が生きづらさを感じています。

本市では、2022（令和4）年4月に、思いやりのある心豊かな人権尊重社会の実現を目指すという「熊谷市人権尊重都市宣言」の理念に基づき、性的少数者の自由な意思を尊重するため、「パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

また、2022（令和4）年7月には、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。

② 施策の基本方向

性の多様性の理解を進め、お互いの個人の性を尊重し、偏見や差別が生じないように、当事者の存在や困難な状況などについて正しい理解促進に取り組むとともに、性的マイノリティの人権が保障され安心して生活できる環境づくりを進めます。

ア 正しい理解の促進

イ 啓発活動の推進

ウ パートナースHIP宣誓制度の実効性ある運用

(11) 様々な人権

これまで述べてきた10項目の「重点的に取り組むべき分野別の人権課題」のほかにも、次のような様々な人権課題が存在しているため、引き続きこれらに対する教育・啓発活動等を推進します。

① アイヌの人々

アイヌ民族は、自然と共生しながら、様々な固有の文化を育んできました。しかし、明治以降、近代化が進められ、生活の基盤と文化が奪われ、アイヌ民族であることを理由として、結婚や就職などで様々な差別を受けるなどの問題が依然として存在しています。

このため1997（平成9）年7月、アイヌの人々の民族性を認め、アイヌ文化の振興を図るため「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」が施行されたほか、2019（令和元）年5月には、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域や産業の振興などを含めたさまざまな課題の解決を目的に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行されました。

② 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害だけではなく、被害後に生じる（精神的ショック、経済的負担増、捜査過程での精神的負担、マスコミによる取材報道ストレスなど）問題に苦しめられています。

本市では、2020（令和2）年4月、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的に「熊谷市犯罪被害者支援条例」が施行されました。

③ 北朝鮮当局による拉致問題

2002（平成14）年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、2004（平成16）年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現しました。

2008（平成20）年6月の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、その後実行されないままとなっています。

県内においても、国が拉致被害者として認定した方や拉致の可能性を排除できない失踪者など、多数の方々の存否がいまだに確認されていません。

④ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には厳しい状況にあります。

⑤ ホームレス

野宿生活者その他安定した居住の場所を有していないホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別のほか暴力を受けるなどの問題が生じています。

⑥ ハラスメント (※6)

職場など様々な場面において、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷付ける言動が問題になっています。職場でハラスメントが起きた場合、労働者の働く意欲の低下や心身の不調、能力発揮の阻害などの問題を引き起こします。

(※6) 人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為

⑦ ケアラー・ヤングケアラー (※7)

高齢化社会が進む中、介護を担うケアラーが増加しています。ケアラーがケアするのは、高齢者のほか障害のある方や難病患者の方、医療的ケアを必要とする子どもなど広範囲にわたります。親や配偶者等の介護、子どもやきょうだいの世話・家事などを担うケアラーには心身ともに大きな負担がかかっています。

また、ヤングケアラーと呼ばれる18歳未満の子どもが、家事や家族の世話・介護などを日常的に行うことにより、学業や就職などに支障が生じるケースが見受けられます。

(※7) 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

⑧ その他

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症や非正規雇用等による生活困窮者、性的搾取・強制労働等を目的とした人身取引などの人権課題があります。

4 推進体制

この指針に基づく施策を効果的、効率的に実施することを目的として、庁内に関係所属長からなる熊谷市人権施策推進委員会を組織して、この指針の趣旨を十分踏まえ関係施策を推進します。

また、人権施策の推進状況については、毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるよう努めます。

熊谷市人権施策推進指針

平成17年10月	1日	策定
平成18年	3月1日	改正
平成19年	3月1日	改正
平成25年	4月1日	改正
令和5年	3月31日	改正